



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 69 平成19年度第3次自衛官募集(追加) (市町村課)
- 70 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 71 優良映画の推奨 (青少年課)
- 72 有害図書等の指定 ( " )
- 73 平成20年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (商工観光労働総務課)
- 74 平成20年度和歌山競輪場駐車場及び周辺地域警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
- 75 平成20年度和歌山競輪場夜間警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
- 76 平成20年度和歌山競輪場設備管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
- 77 安楽川井土地改良区の役員の退任 (農村計画課)
- 78 紀の川土地改良区連合の役員の退任 ( " )
- 79 土地収用法に基づく事業の認定 (事業進行課)

### ○ 公安委員会告示

- 2 駐車監視員資格者講習の実施

### ○ 公告

- 入札公告 (商工観光労働総務課)
- " ( " )
- " ( " )
- " ( " )
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示第69号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成19年度第3次募集(追加)について、次のとおり告示する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 募集種目及び採用時期

#### (1) 募集種目

2等陸・海・空士

### (2) 採用予定時期

平成20年3・4月要員(男子)

### 2 受付期間

平成20年2月15日(金)まで

### 3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 志願手続

#### (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同募集案内所及び地域事務所へ請求すること。(別表参照)

#### (2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

#### (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

### 5 試験期日、試験種目及び試験場

試験期日	試験種目	試験場
平成20年2月16日(土)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査	和歌山市内 *試験日時、会場は受付時に知らせる。

### 6 合格発表

- (1) 合格者には、採用予定通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 通知時期については、試験時に知らせる。

### 7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たな

い場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本部	〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1-2 新橋ビル2F	073-432-4479
海南募集案内所	〒642-0002 海南市日方1521-13 隅田ビル3F	073-483-4481
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15-25-3 01	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F	0735-21-3449

和歌山県告示第70号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年3月10日まで縦覧に供する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
平成20年1月10日
- 名称  
特定非営利活動法人紀州えこなびと
- 代表者の氏名  
榎本純子
- 主たる事務所の所在地  
和歌山市西汀丁26番地 和歌山県経済センター5F
- 従たる事務所の所在地  
和歌山市善明寺427番地の5
- 定款に記載された目的  
この法人は、社会に対して、各世代や各界の人間が交流する機会を提供し、情報や経験の伝承とそれらの共有を推進し、地域力、地域の魅力を整理、向上させ、将来にわたる発展と自立に向けた事業を行い、持続可能な社会の創造に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第71号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第6条の規定により、優良映画として、次の映画を平成20年1月15日推奨した。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1	推奨番号	平成19年-2
2	題名	心の絆 ～この海から、ふたたび～
3	上映時間	2時間1分
4	原作・脚本 監督等	原作・脚本 大安佐智 監督 三谷哲夫
5	映画の内容	舞台は和歌山市の雑賀崎。 突然の母の死をきっかけに郷里の漁師町(雑賀崎)で暮らすことになった中学生の優希(中村静香=主人公)と多忙を極めるカメラマンの父(大杉漣)、そして雑賀崎で漁師を営む祖父(夏八木勲)のヒューマン・ドラマ。 心許せる友達もなく、母の最期に間に合わなかった父の心を疑う優希。 駆け落ちをして結婚し、その後も仕事を理由に祖父から逃げていた父。 それぞれの心に問題を抱えるこの親子が雑賀崎に来て得たものは何だったのか。 三人に「心の絆」は結ばれるのだろうか。 優希とカメラマンの父が、雑賀崎に暮らす祖父の漁師ら素朴で温かい人とのかかわりの中で、人として見失ってはならない心に気付いていく。
6	備考	制作：社団法人和歌山青年会議所

推奨理由

突然の事故で母を亡くした中学生の少女とカメラマンの父が、和歌山市の雑賀崎に暮らす祖父の漁師ら素朴で温かい人とのかかわりの中で、人として見失ってはならない心に気付いていくこの物語は、人間的な愛情を豊かに育てるものであり、青少年の健全育成に有益である。

和歌山県告示第72号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年1月15日指定した。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	恋愛天国パラダイス 2月号	09675-2	竹書房
コミック	Young Love Comic アヤ 2月号	18815-02	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版

コミック	恋愛MAX 2月号	17744-2	秋田書店
コミック	miniバラ ウーマン劇場 2/7号	11816-2/7	竹書房
コミック	マガジンビーボーイ 2月号	18355-02	リブレ出版
月刊誌	実話ドキュメント 2月号	05267-2	竹書房
月刊誌	BLACK BOX vol.16	08842-02	メディア・クライス
月刊誌	漫画実話ナックルズ 2月号	18421-2	ミリオン出版
雑誌	フラッシュ・EX 1/30増刊号	27726-1/30	光文社
月刊誌	月刊クリーム 2月号	03299-2	ワイレア出版
月刊誌	実話マッドマックス 2月号	15279-02	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 2月号	02091-2	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 2月号	04877-2	ミリオン出版
月刊誌	ナックルズEX 2月号	16809-2	ミリオン出版
雑誌	ジゲンR100 vol.04	05272-2	大洋書房
月刊誌	ピンキーマガジン 1月号	不明	H(アッシュ)
月刊誌	マガジン・ウォー・ゼット 2月号	08373-02	サン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第73号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成20年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札参加の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年1月25日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれ

についても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

カ 使用印鑑届

キ 誓約書

ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月18日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月20日(水)まで

の間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月22日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県公営競技事務所  
和歌山市五筋目10-1  
郵便番号 640-8076  
電話番号 073-431-4213  
ファクシミリ番号 073-431-7827
- 6 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月5日(水)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。  
(2) (1)の説明は、平成20年3月10日(月)までに書面により求めるものとする。  
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
(4) 説明に対する回答については、平成20年3月17日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。  
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第74号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山競輪場駐車場及び周辺地域警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等  
(1) 業務の名称  
平成20年度和歌山競輪場駐車場及び周辺地域警備業務  
(2) 業務の内容等  
仕様書による。
- 2 一般競争入札参加の資格  
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年1月25日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。  
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等  
(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。  
ア 競争入札資格審査申請書  
イ 事業経歴書  
ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書  
エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)  
オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)  
(ア) 消費税及び地方消費税  
(イ) 和歌山県が課する県税全税目  
カ 使用印鑑届  
キ 誓約書  
ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月18日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月20日(水)までの間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月22日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県公営競技事務所  
和歌山市五筋目10-1  
郵便番号 640-8076  
電話番号 073-431-4213  
ファクシミリ番号 073-431-7827
- 6 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月5日(水)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月10日(月)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年3月17日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第75号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山競輪場夜間警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 業務の名称  
平成20年度和歌山競輪場夜間警備業務
- (2) 業務の内容等  
仕様書による。
- 2 一般競争入札参加の資格
- この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年1月25日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止され

- ていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者には、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)
- (ア) 消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- カ 使用印鑑届
- キ 誓約書
- ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月18日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月20日(水)までの間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月22日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県公営競技事務所  
和歌山市五筋目10-1  
郵便番号 640-8076  
電話番号 073-431-4213  
ファクシミリ番号 073-431-7827
- 6 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月5日(水)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月10日(月)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年3月17日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第76号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山競輪場設備管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 業務の名称  
平成20年度和歌山競輪場設備管理業務
- (2) 業務の内容等  
仕様書による。
- 2 一般競争入札参加の資格
- この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年1月25日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。

- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)
- (ア) 消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- カ 使用印鑑届
- キ 誓約書
- ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月18日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月20日(水)までの間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年1月28日(月)から平成20年2月22日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県公営競技事務所  
和歌山市五筋目10-1

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月5日(水)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月10日(月)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年3月17日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第77号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安楽川井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員

職名	氏名	住所
理事	森崎照之	紀の川市桃山町元343番地

和歌山県告示第78号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員

職名	氏名	住所
理事	森崎照之	紀の川市桃山町元343番地

和歌山県告示第79号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 起業者の名称 印南町
- 2 事業の種類 宮ノ前・古屋地区農業集落排水事業処理場

建設工事

3 起業地

- (1) 収用の部分 和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前字五反長及び字下築地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

平成19年11月7日に印南町から申請のあった宮ノ前・古屋地区農業集落排水事業処理場建設工事(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置するその他直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

よって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業については、印南町農業集落排水事業特別会計により、財源措置が講じられており、起業者は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益については、農業用水の水質保全、農業集落の環境整備及び農家の生活改善を図り、併せて公共用水域の水質改善について相当の寄与が見込まれることから、得られる公共の利益は大きいと考えられる。

なお、本件事業計画は、事業に必要な面積が確保できること、アクセス面及び環境面等を配慮の上選定した3案により比較検討した結果、社会的条件及び経済的条件等の諸条件を満たすものとして決定したものである。

イ 他方、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象の事業となっていないが、本件事業の施行により失われる利益として、生活環境、自然環境及び埋蔵文化財への影響が考えられる。しかしながら、起業地周辺は民家等が密集しておらず、建設される処理場においては防音壁、活性炭等の騒音及び悪臭を抑制する対策をとること並びに工事実施に当たっては低騒音型、低振動型の建設機械を使用すること等の騒音及び振動を抑制する対策をとることから、生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。また、起業地及びその周辺において天然記念物、絶滅危惧種等の貴重種に類する動植物等の生息は確認されていないこと、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定を受けた区域が存在しないことから、自然環境及び埋蔵文化財に対する影響は軽微であると考えられる。以上により、失わ

れる利益は軽微なものと判断される。

ウ 本件事業計画に係る起業地は、農業集落排水施設設計指針等に基づく施設規模としていることなど、必要最小限の範囲であると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。さらに、ウのとおり、起業地の範囲は本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、社会経済の進展に伴う生活様式の高度化により、集落内水路及び農業用排水路の水質汚濁が進行し、農産物の生育障害、悪臭、病害虫の発生等集落内外での環境悪化が進む中で、農業用水の水質保全、農業生活環境及び農業生産環境の改善、併せて公共用水域の水質改善を図るため、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を取用及び使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。したがって、本件事業は、法第20条第3号に規定する事業計画が土地の適正かつ合理的な利益に寄与するものであることを始めとする同条に掲げる各要件を充足しているものと判断すべきである。以上により、町起業に係る宮ノ前・古屋地区農業集落排水事業処理場建設工事について、法20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所 印南町役場生活環境課

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第2号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年1月25日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員

(1) 実施期日

次表のとおり行う。

講習	平成20年2月27日(水) 午前9時30分～午後5時50分 (受付時間 午前9時～午前9時30分)
	平成20年2月28日(木) 午前9時30分～午後5時50分 (受付時間 午前9時～午前9時30分)

検査試験 平成20年3月6日(木) 午前10時～午前11時  
(受付時間 午前9時30分～午前9時50分)

(2) 実施場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階小会議室

(3) 講習予定人員

20名

(4) 受講対象者

平成20年度において警察署長が法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託することを予定している放置車両確認機関に属する者

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真をちょう付すること。)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真をちょう付すること。)

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)等受講の申込みをする者が本人であることを証するものの写し

(※ 写真は、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。)

(2) 手続の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に居住する者の場合  
申込者の居住地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に居住する者の場合  
和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成20年2月4日(月)から平成20年2月26日(火)までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後5時まで

(5) 講習手数料

19,000円(和歌山県証紙)



(講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に上記金額の和歌山県証紙をちょう付し、提出すること。現金での納付は取り扱わない。)

3 留意事項

- (1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。
- (2) 考査試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター  
〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内  
電話番号 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター又は和歌山県内各警察署交通課

公 告

入 札 公 告

平成20年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号  
平成20年度公競第1号
- (2) 調達役務の名称  
平成20年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務
- (3) 調達役務の仕様等  
仕様書による。
- (4) 調達役務の場所  
和歌山県公営競技事務所が指定する場所
- (5) 契約期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第73号に規定する平成20年度和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市五筋目10-1  
和歌山県公営競技事務所
- (2) 日時  
平成20年3月6日(木)から平成20年3月13日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条

例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 仕様書を交付する場所及び日時等

- (1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 場所  
3の(1)に同じ。
  - イ 日時  
3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 場所  
3の(1)に同じ。
  - イ 日時  
3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 入札場所  
和歌山市五筋目10-1  
和歌山競輪場メインスタンド4階会議室
  - イ 入札日時  
平成20年3月27日(木)午前10時から
  - ウ 開札場所  
アに同じ。
  - エ 開札日時  
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県公営競技事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県公営競技事務所の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県公営競技事務所

イ 所在地

和歌山市五筋目10-1

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度和歌山競輪場駐車場及び周辺地域警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成20年度公競第2号

(2) 調達役務の名称

平成20年度和歌山競輪場駐車場及び周辺地域警備業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県公営競技事務所が指定する場所

(5) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第74号に規定する平成20年度和歌山競輪場及び周辺地域警備業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山県公営競技事務所

## (2) 日時

平成20年3月6日（木）から平成20年3月13日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## 4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山競輪場メインスタンド4階会議室

## イ 入札日時

平成20年3月27日（木）午後1時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県公営競技事務所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県公営競技事務所の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合

において、入札回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

12 契約書の要否  
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県公営競技事務所

イ 所在地

和歌山市五筋目10-1

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度和歌山競輪場夜間警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成20年度公競第3号

(2) 調達役務の名称

平成20年度和歌山競輪場夜間警備業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県公営競技事務所が指定する場所

(5) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第75号に規定する平成20年度和歌山競輪場夜間警備業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山県公営競技事務所

(2) 日時

平成20年3月6日(木)から平成20年3月13日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山競輪場メインスタンド4階会議室

イ 入札日時

平成20年3月27日(木)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県公営競技事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県公営競技事務所の職員にくじを引かせるものとする。

- る。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県公営競技事務所

イ 所在地

和歌山市五筋目10-1

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度和歌山競輪場設備管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号  
平成20年度公競第4号
- (2) 調達役務の名称  
平成20年度和歌山競輪場設備管理業務
- (3) 調達役務の仕様等  
仕様書による。
- (4) 調達役務の場所  
和歌山県公営競技事務所が指定する場所
- (5) 契約期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第76号に規定する平成20年度和歌山競輪場設備管理業務に係る一般競争入札参加資格を

有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山県公営競技事務所

(2) 日時

平成20年3月6日(木)から平成20年3月13日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県公営競技事務所に対して平成20年3月18日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市五筋目10-1

和歌山競輪場メインスタンド4階会議室

イ 入札日時

平成20年3月28日(金)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県公営競技事務所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者

があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県公営競技事務所の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

12 契約書の要否  
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県公営競技事務所

イ 所在地

和歌山市五筋目10-1

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画下水道（藤白都市下水路）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課